

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附 則

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第八条 前条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「平成二十六年新租税特別措置法」という。)第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	省略	省略
第二項	省略	省略
第三項	省略	省略

2 前条の規定の適用がある場合で、かつ、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「平成二十六年新震災特例法」という。)第十条の二から第十条の三の三までの規定の適用がある場合における平成二十六年新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、前項及び平成二十六年新震災特例法第十条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成二十六年新租税特別措置法第十条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	省略	省略
省略	省略	省略

附 則

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第八条 前条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。)第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

2 前条の規定の適用がある場合で、かつ、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「平成二十五年新震災特例法」という。)第十条の二から第十条の三の三までの規定の適用がある場合における平成二十五年新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、前項及び平成二十五年新震災特例法第十条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成二十五年新租税特別措置法第十条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

			第二項		
省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略

(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第二十二條 旧租税特別措置法第四十二條の十第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けた法人が平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同條の規定の適用がある場合における地方税法(平成二十六年法律第 号)の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一項	省略	省略
第二項	第四十二條の四	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十條の規定による改正後の租税特別措置法(第五項において「新租税特別措置法」という。)第四十二條の四

			同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上

(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第二十二條 旧租税特別措置法第四十二條の十第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けた法人が平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	同上	同上
同上	同上	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八條の規定による改正後の租税特別措置法(第五項において「新租税特別措置法」という。)第四十二條の四

第十項		第九項			第五項			第四項	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第四十二條の六第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第四十二條の十二
省略	省略	省略	省略	省略	第四十二條の六第十二項、第四十二條の九第四項、第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項、第四十二條の十二の三第五項	省略	省略	省略	第四十二條の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二條の九、第四十二條の十第二項、第三項及び第五項、第四十二條の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二條の十二、第四十二條の十二の二第二項、第四十二條の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二條の十二の四並びに第四十二條の十二の五第七項及び第八項

同上		同上			同上			同上	
同上	同上	同上	同上	同上	前条第四項、次条第五項	同上	同上	同上	前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第四十二條の十二
同上	同上	同上	同上	同上	第四十二條の九第四項、第四十二條の十一第五項、第四十二條の十二の三第五項	同上	同上	同上	第四十二條の九、第四十二條の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二條の十二、第四十二條の十二の二第二項、第四十二條の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二條の十二の四

第十一項 省略		省略	
省略	省略	省略	省略

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この項において「平成二十六年新租税特別措置法」という。)第四十二条の四(平成二十六年新租税特別措置法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九から第四十二条の十二の五まで、第六十二条及び第六十二条の三(平成二十六年新租税特別措置法第六十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、平成二十六年新租税特別措置法第四十二条の四第一項中「並びに同法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第二十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第七項中「並びに法人税法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第二十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第六十二条第六項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第二十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この号において「旧効力措置法」という。)(第四十二条の十」と、「とする」とあるのは「旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条の

同上		同上	
同上	同上	同上	同上

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。)第四十二条の四(平成二十五年新租税特別措置法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九、第四十二条の十一から第四十二条の十二の四まで、第六十二条及び第六十二条の三(平成二十五年新租税特別措置法第六十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、平成二十五年新租税特別措置法第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項中「並びに法人税法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第二十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十二条第六項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第二十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この号において「旧効力措置法」という。)(第四十二条の十」と、「とする」とあるのは「旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十二条第一項並びに法人税法」とする」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十二条の三第十一項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第二十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同

規定による改正後の租税特別措置法第六十二条第一項並びに法人税法」とする」と、平成二十六年新租税特別措置法第六十二条の三第十一項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十條の規定による改正後の租税特別措置法第六十二条の三並びに法人税法」とする」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十三條の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七條の二から第十七條の三の三までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七條の二第二項	省略	省略
第十七條の二第十、三項	第四十二條の十の二の五まで 同法第四十二條の四第一項	第四十二條の十二の五まで並びに旧効力措置法第四十二條の十 租税特別措置法第四十二條の四第一項
	とする	と、旧効力措置法第四十二條の第十二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十七條の二第二

法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八條の規定による改正後の租税特別措置法第六十二条の三並びに法人税法」とする」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九條の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七條の二から第十七條の三の三までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七條の二第十、四項	同上	同上
	第四十二條の十の二の四まで	第四十二條の十二の四まで並びに旧効力措置法第四十二條の十
	同上	同上
	同上	同上

第十七条 の二の二 第二項	第十七条 の二の二 第十項	第十七条 の二の三 第二項	第十七条 の二の三 第十項	第十七条 の三第一 項	第十七条 の三第六 項	省略	省略	省略	省略	省略	項及び第三項並びに法人税法」とする
						省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第十七条 の三の二 第一項	省略	省略	第十七条 の三の二 第五項	省略	省略	第十七条 の三の二 第五項	第十七条 の三の二 第一項	省略
	省略	省略	及び第四十二条 の十二の五	省略	省略	及び第四十二条 の十二の五	及び第四十二条 の十二の五並びに旧効 力措置法第四十二条の十	省略
第十七条 の三の三 第一項	省略	省略	第十七条 の三の三 第五項	省略	省略	第十七条 の三の三 第五項	第十七条 の三の三 第一項	省略
	省略	省略	及び第四十二条 の十二の五	省略	省略	及び第四十二条 の十二の五	及び第四十二条の十二の五並びに旧効 力措置法第四十二条の十	省略

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第二十三条 前条第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「平成二十六年新租税特別措置法」という。)第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	及び第四十二条 の十二の三	同上	同上	及び第四十二条 の十二の三	及び第四十二条の十二の三並びに旧効 力措置法第四十二条の十	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	及び第四十二条 の十二の三	同上	同上	及び第四十二条の十二の三並びに旧効 力措置法第四十二条の十	同上	同上

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第二十三条 前条第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。)第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	省略	省略	第一項	省略
第二項	省略	省略	第二項	省略
第三項	省略	省略	第三項	省略
第四項	第六十八條の十五の七第一項各号	改正法附則第三十四條第一項の規定により読み替えられた第六十八條の十五の七第一項各号	及び第八項並びに旧効力措置法第四十二條の十第二項、第三項及び第五項	及び第八項、旧効力措置法第四十二條の十第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第十七條の二第二項及び第七項

2

前条第一項の規定の適用がある場合で、かつ、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十三條の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「平成二十六年新震災特例法」という。）第十七條の二から第十七條の三の三までの規定の適用がある場合における平成二十六年新租税特別措置法第四十二條の十三の規定の適用については、前項及び平成二十六年新震災特例法第十七條の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成二十六年新租税特別措置法第四十二條の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	省略	省略	及び第八項	及び第八項、旧効力措置法第四十二條の十第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第十七條の二第二項及び第七項
第二項	省略	省略	及び第八項	及び第八項、旧効力措置法第四十二條の十第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第十七條の二第二項及び第七項

同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	並びに前条	並びに前条並びに旧効力措置法第四十二條の十第二項、第三項及び第五項
同上	同上	同上	第六十八條の十五の六第一項各号	改正法附則第三十四條第一項の規定により読み替えられた第六十八條の十五の六第一項各号

2

前条第一項の規定の適用がある場合で、かつ、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九條の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「平成二十五年新震災特例法」という。）第十七條の二から第十七條の三の三までの規定の適用がある場合における平成二十五年新租税特別措置法第四十二條の十三の規定の適用については、前項及び平成二十五年新震災特例法第十七條の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成二十五年新租税特別措置法第四十二條の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	同上	同上	並びに前条	並びに前条、旧効力措置法第四十二條の十第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第十七條の二第二項及び第七項
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上





て、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第一項	省略	省略	省略	第六十八條の九	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第六十八條の九
第二項	第六十八條の九	第六十八條の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八條の十三、及び第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二	第六十八條の十一第十二項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項、第六十八條の十五の四第五項	第六十八條の十一、第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八條の十三、及び第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二、第六十八條の十五の三第二項、第六十八條の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の五並びに第六十八條の十五の六第七項及び第八項	第六十八條の十一、第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八條の十三、及び第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二、第六十八條の十五の三第二項、第六十八條の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の五並びに第六十八條の十五の六第七項及び第八項
第四項	省略	省略	省略	第六十八條の十一、第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八條の十三、及び第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二	第六十八條の十一、第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八條の十三、及び第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二、第六十八條の十五の三第二項、第六十八條の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の五並びに第六十八條の十五の六第七項及び第八項
第五項	省略	第六十八條の十一、第五項、前条第四項、次条第五項	第六十八條の十一、第十二項、第六十八條の十三、第四項、第六十八條の十四、第五項、第六十八條の十五、第五項、第六十八條の十五の四、第五項	第六十八條の十一、第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八條の十三、及び第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二	第六十八條の十一、第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八條の十三、及び第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二、第六十八條の十五の三第二項、第六十八條の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の五並びに第六十八條の十五の六第七項及び第八項
第十項	省略	省略	省略	第六十八條の十一、第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八條の十三、及び第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二	第六十八條の十一、第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八條の十三、及び第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二、第六十八條の十五の三第二項、第六十八條の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の五並びに第六十八條の十五の六第七項及び第八項

て、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	前条第四項、次条第五項	同上	同上	前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の十五の二	第六十八條の十三、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二、第六十八條の十五の三第二項、第六十八條の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の十五の五
同上	第六十八條の十三、第四項、第六十八條の十五、第五項	同上	同上	第六十八條の十三、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二	第六十八條の十三、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二、第六十八條の十五の三第二項、第六十八條の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の五

第十一項	省略	省略	又は租税特別措置法第六十八條の十四第二項	又は租税特別措置法第六十八條の十四第二項	並びに租税特別措置法第六十八條の十四第二項とする
	省略	省略			
第二編第一章の二	省略	省略	又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項（沖繩の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の十四第二項	又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項（沖繩の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の十四第二項	と、地方法人税法第十五條第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條

第十一項	同上	同上	又は租税特別措置法第六十八條の十四第二項	並びに租税特別措置法第六十八條の十四第二項	「租税特別措置法第六十八條の十四第五項（
	同上	同上			
第十二項	同上	同上	又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項（沖繩の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の十四第二項	並びに旧効力連結措置法第六十八條の十四第二項	「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項（沖繩の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の十四第五項（

		第十二項		
するほか、同法	及び租税特別措置法第六十八條の十四第五項	租税特別措置法第六十八條の十四第五項	「租税特別措置法第六十八條の十四第五項（	法人税法
、地方人税法第十五條第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一	及び旧効力連結措置法第六十八條の十四第五項	旧効力連結措置法第六十八條の十四第五項	「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項（沖繩の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の十四第五項（	法人税法及び地方人税法
				の十四第三項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とする
				については、同法
				については、法人税法

四第五項	及び租税特別措置法第六十八條の十四第五項	及び旧効力連結措置法第六十八條の十四第五項
------	----------------------	-----------------------

号に掲げる金額及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とするほか、法人税法

2

前項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十六年新租税特別措置法」という。）第六十八条の九（平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三から第六十八条の十五の六まで、第六十八条の六十七及び第六十八条の六十八（平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の六十九において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項中「並びに法人税法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項中「並びに同法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による

2

前項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）第六十八条の九（平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三、第六十八条の十五から第六十八条の十五の五まで、第六十八条の六十七及び第六十八条の六十八（平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の六十九において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項中「並びに法人税法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項中「並びに同法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租

改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項中「並びに法人税法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の六十七第五項第二号中「第六十八条の十五の七まで」とあるのは、「第六十八条の十五の七まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の六十七第一項並びに法人税法」とする」と、平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の六十八第十一項第二号中「第六十八条の十五の七まで」とあるのは「第六十八条の十五の七まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の六十八並びに法人税法」とする」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二から第二十五条の三の三までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の六十七第五項第二号中「第六十八条の十五の六まで」とあるのは「第六十八条の十五の六まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の六十七第一項並びに法人税法」とする」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の六十八第十一項第二号中「第六十八条の十五の六まで」とあるのは「第六十八条の十五の六まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の六十八並びに法人税法」とする」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二から第二十五条の三の三までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十五条の二の三第二項	省略	省略	第六十八條の十五の六まで並びに旧効力措置法第六十八條の十四	省略	と、旧効力措置法第六十八條の十四第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二十五条の第二項及び第三項並びに法人税法」とする	同法第六十八條の九第一項	第六十八條の十五の六まで並びに旧効力措置法第六十八條の十四	省略
第二十五条の二の二第十項	省略	省略	第六十八條の十五の六まで並びに旧効力措置法第六十八條の十四	省略	と、旧効力措置法第六十八條の十四第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二十五条の第二項及び第三項並びに法人税法」とする	同法第六十八條の九第一項	第六十八條の十五の六まで並びに旧効力措置法第六十八條の十四	省略
第二十五条の二の二第二項	省略	省略	第六十八條の十五の六まで並びに旧効力措置法第六十八條の十四	省略	と、旧効力措置法第六十八條の十四第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二十五条の第二項及び第三項並びに法人税法」とする	同法第六十八條の九第一項	第六十八條の十五の六まで並びに旧効力措置法第六十八條の十四	省略

同上	同上	同上	第六十八條の十五の五まで	同上	同上	同上	第六十八條の十五の五まで	同上
同上	同上	同上	第六十八條の十五の五まで並びに旧効力措置法第六十八條の十四	同上	同上	同上	第六十八條の十五の五まで並びに旧効力措置法第六十八條の十四	同上
同上	同上	同上	第六十八條の十五の五まで並びに旧効力措置法第六十八條の十四	同上	同上	同上	第六十八條の十五の五まで並びに旧効力措置法第六十八條の十四	同上

第二十五 条の三の 三第一項	省略	省略	省略	及び第六十八 条の十五の六	省略	省略	省略	第二十五 条の三第 六項	及び第六十八 条の十五の六	省略	省略	第二十五 条の三第 一項	省略	省略	省略	第二十五 条の二の 三第十項	第六十八 条の十 五の六 まで

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	及び第六十八 条の十五の四	同上	同上	同上	同上	及び第六十八 条の十五の四	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第六十八 条の十 五の五 まで
同上	同上	同上	及び第六十八 条の十五の四 並びに旧効	同上	同上	同上	同上	及び第六十八 条の十五の四 並びに旧効	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第六十八 条の十五の五 まで並びに旧効



第二十五 条の三の 三第五項	及び第六十八 条の十五の六	及び第六十八 条の十五の六 並びに旧効 力措置法第六十八 条の十四
省略	省略	省略
省略	省略	省略

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第三十四条 前条第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「平成二十六年新租税特別措置法」という。)第六十八條の十五の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	省略	省略
第二項	省略	省略
第三項	省略	省略
第四項	省略	省略
	及び第八項	及び第八項並びに旧効力措置法第六十八 条の十四第二項、第三項及び第五項
	省略	省略

2 前条第一項の規定の適用がある場合で、かつ、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法

同上	及び第六十八 条の十五の四	及び第六十八 条の十五の四 並びに旧効 力措置法第六十八 条の十四
同上	同上	同上
同上	同上	同上

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第三十四条 前条第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。)第六十八條の十五の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	同上	同上
同上	並びに前条	並びに前条並びに旧効力措置法第六十八 条の十四第二項、第三項及び第五項
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

2 前条第一項の規定の適用がある場合で、かつ、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以

律（以下この項において「平成二十六年新震災特例法」という。）第二十五条の二から第二十五条の三の三までの規定の適用がある場合における平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定の適用については、前項及び平成二十六年新震災特例法第二十五条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項	第三項			第二項	及び第八項	第一項
	省略	省略	省略	省略		省略
省略	省略	省略	省略	省略	及び第八項、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに第二十五条の三から第二十五条の三の三まで	省略

下この項において「平成二十五年新震災特例法」という。）第二十五条の二から第二十五条の三の三までの規定の適用がある場合における平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の六の規定の適用については、前項及び平成二十五年新震災特例法第二十五条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	同上			同上	並びに前条	同上
	同上	同上	同上	同上		同上
同上	同上	同上	同上	同上	並びに前条、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに第二十五条の三から第二十五条の三の三まで	同上